

# 旅館業を営む方へ

## 水質汚濁防止法が改正されました

施行日：平成23年4月1日

- 1 旅館・ホテル・民宿等（特定事業場）からの排出水の測定結果について、その記録の保存が義務づけられるとともに、測定結果の記録や保存を行わなかったことに対する罰則が設けられました。（法第14条）

**年1回以上、旅館等からの排出水（公共用水域（河川や湖等）に排出する水）について、必要な項目の水質検査を行ない、その記録を保存してください。**

検査項目：排水基準に定められた項目のうち、法施行規則様式第1別紙4「排出水の汚染状態」欄に記載された項目（別紙参照）

検査頻度：年1回以上

ただし、温泉を利用する旅館等においては、一部の項目※の測定は3年に1回以上

※ 砒素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、水素イオン濃度（pH）、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量

採水時期：水質がもっとも悪いと推定される時期及び時刻

記録の保存：様式第8へ記録し、計量証明書等とともに3年間保存

（注）計量証明事業者へ委託した場合は、計量証明書を保存してください。

（計量証明書に記載された事項については、様式第8への記載を省略することができます。）

なお、分析を委託していても、採水を自ら行った場合は、採水に関する資料（試料の採取記録）も保存してください。

山梨県の登録を受けた計量証明事業者は、県のホームページで確認できます。

（事業の区分に「濃度」を含む事業者に委託してください。）

<http://www.pref.yamanashi.jp/keiryo/27935947376.html>

**浄化槽を設置している場合は、浄化槽法に基づき年1回の法定検査を受けなければなりません。**

法定検査と重複する検査項目については、法定検査の結果をもって、水質汚濁防止法の自主測定結果とすることができます。

法定検査については、（社）山梨県浄化槽協会（電話055-232-2762）にお問い合わせください。

## 旅館等に適用される排水基準

項目及び許容限度※3		生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)※4	化学的酸素要求量(COD) (mg/l)※4	浮遊物質 量(SS) (mg/l)	ノルマルヘキサ ン抽出 物質 量 (mg/l)	大腸菌 群数 (個/cm3)	窒素含有 量※5 (mg/l)	リン含有 量※6 (mg/l)	水素イオン 濃度(pH)	
区分	排水の 量(日 平均) (m3)※2									
旅館等	新設※1	20以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1,000	120(60)  (排水 量50m3 以上の み)	5.8以上 8.6未満  (排水 量によら ず適用)	
	既設※1	自然公 園内	20以上	60(50)	60(50)	90(70)	10			1,000
		自然公 園外	20以上 50未満	100(85)	100(85)	140(110)	15			1,000
			50以上	60(50)	60(50)	90(70)	10			1,000

※1 新設は昭和50年8月1日より後に、既設はそれ以前に設置された旅館等

※2 窒素含有量、リン含有量及びpHは、排水の量(日平均)がその許容限度欄に記載した旅館等に適用

※3 許容限度とは、許容される最大値。( )内の数値は日間平均

※4 BODは湖沼以外の公共用水域に、CODは湖沼に排出される排水に適用

※5 精進湖又は相模湖、及びこれらに流入する公共用水域に排水する旅館等に適用

※6 富士五湖、荒川ダム、広瀬ダム、大門ダム、塩川ダム、千代田湖、雨畑湖、天子湖、奥多摩湖、相模湖及びこれらに流入する公共用水域に排水する旅館等に適用

砒素及びその化合物等、上記以外の項目については、個別にお問い合わせください。

- ② 施設の破損等の事故により、油等※が公共用水域に排出され(又は地下に浸透し)、生活環境等へ被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに、油等の排出や浸透を防止するための応急の措置を講じてください。

また、速やかに事故の状況等を、所在地を管轄する林務環境事務所(甲府市内の場合は甲府市役所)に届け出てください。(法第14条の2)

※ 油の他には、有害物質や、生活環境項目について排水基準違反のおそれがある水が該当します。

- ③ 水質汚濁防止法や山梨県生活環境の保全に関する条例による規制を受けるもののほか、営業に伴い発生する汚水等による公共用水域や地下水の水質汚濁の防止のための自主的な取り組みをお願いします。(法第14条の4)

お問い合わせ先

山梨県庁大気水質保全課水質担当(電話055-223-1511)

工場・事業場の所在地を管轄する林務環境事務所環境課

中北林務環境事務所(電話0551-23-3090)

峡東林務環境事務所(電話0553-20-2739)

峡南林務環境事務所(電話055-240-4141)

富士・東部林務環境事務所(電話0554-45-7811)

\*甲府市内の工場・事業場にあつては、甲府市環境部環境保全課公害対策係に

(電話055-241-4312) お問い合わせください。

別紙4

排水水の汚染状態及び量

工場又は事業場における施設番号					
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	この欄に記載された項目について測定が必要です。				
排水水の量 (m <sup>3</sup> /日)		通常	最大	通常	最大
その他参考となるべき事項					

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

- \* 特定施設の使用方法等に変更があり、排水水の汚染状態が届出と異なっている場合は、管轄の林務環境事務所に相談の上、水質汚濁防止法第7条に基づき変更届出を行ってください。

○水質汚濁防止法施行規則 様式第8

様式第8（第9条関係）

水質測定記録表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量 (m <sup>3</sup> /日)								

- 備考 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。